

小川町都市計画審議会の会議の公開に係る傍聴要綱

（平成28年 1月 5日）  
（告示第 2号）

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手續）

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに、傍聴の申込みを行わなければならない。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。

（傍聴の制限）

第3条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気をおびている者
- (2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を着用し、又は携帯している者
- (4) その他会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をする恐れがあると認められる者

（禁止行為）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をする事。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これに類するものを持ち込み、使用すること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 上記に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為を

行うこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの告示に違反し、又は会長に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月5日から施行する。